

電気設備技術基準

(電気設備に関する技術基準を定める省令)

制定

平成 9 年 3 月 27 日 通商産業省令第 52 号

改正

平成 12 年 6 月 30 日 通商産業省令第 122 号

平成 12 年 9 月 20 日 通商産業省令第 189 号

平成 13 年 3 月 21 日 経済産業省令第 27 号

平成 13 年 6 月 29 日 経済産業省令第 180 号

平成 16 年 7 月 22 日 経済産業省令第 79 号

平成 17 年 3 月 10 日 経済産業省令第 18 号

平成 19 年 3 月 28 日 経済産業省令第 21 号

平成 20 年 4 月 7 日 経済産業省令第 31 号

平成 23 年 3 月 31 日 経済産業省令第 14 号

平成 23 年 3 月 31 日 経済産業省令第 15 号

平成 24 年 6 月 1 日 経済産業省令第 44 号

平成 24 年 7 月 2 日 経済産業省令第 48 号

平成 24 年 9 月 14 日 経済産業省令第 68 号

平成 28 年 3 月 23 日 経済産業省令第 27 号

平成 28 年 9 月 23 日 経済産業省令第 91 号

平成 29 年 3 月 31 日 経済産業省令第 32 号

電気事業法（昭和39年法律第170号）第39条第1項及び第56条第1項の規定に基づき、電気設備に関する技術基準を定める省令（昭和40年通商産業省令第61号）の全部を改正する省令を次のように定める。

目次

第1章 総則

第1節 定義（第1条・第2条）

第2節 適用除外（第3条）

第3節 保安原則

第1款 感電、火災等の防止（第4条—第11条）

第2款 異常の予防及び保護対策（第12条—第15条の2）

第3款 電氣的、磁氣的障害の防止（第16条・第17条）

第4款 供給支障の防止（第18条）

第4節 公害等の防止（第19条）

第2章 電気の供給のための電気設備の施設

第1節 感電、火災等の防止（第20条—第27条の2）

第2節 他の電線、他の工作物等への危険の防止（第28条—第31条）

第3節 支持物の倒壊による危険の防止（第32条）

第4節 高圧ガス等による危険の防止（第33条—第35条）

第5節 危険な施設の禁止（第36条—第41条）

第6節 電氣的、磁氣的障害の防止（第42条・第43条）

第7節 供給支障の防止（第44条—第51条）

第8節 電気鉄道に電気を供給するための電気設備の施設（第52条—第55条）

第3章 電気使用場所の施設

第1節 感電、火災等の防止（第56条—第61条）

第2節 他の配線、他の工作物等への危険の防止（第62条）

第3節 異常時の保護対策（第63条—第66条）

第4節 電氣的、磁氣的障害の防止（第67条）

第5節 特殊場所における施設制限（第68条—第73条）

第6節 特殊機器の施設（第74条—第78条）

附則

目次…一部改正〔平成29年3月経産令第32号〕

第1章 総 則

第1節 定 義

【用語の定義】

第1条 この省令において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 「電路」とは、通常の使用状態で電気が通じているところをいう。
- 二 「電気機械器具」とは、電路を構成する機械器具をいう。
- 三 「発電所」とは、発電機、原動機、燃料電池、太陽電池その他の機械器具（電気事業法（昭和39年法律第170号）第38条第2項に規定する小出力発電設備、非常用予備電源を得る目的で施設するもの及び電気用品安全法（昭和36年法律第234号）の適用を受ける携帯用発電機を除く。）を施設して電気を発生させる所をいう。
- 四 「変電所」とは、構外から伝送される電気を構内に施設した変圧器、回転変流機、整流器その他の電気機械器具により変成する所であって、変成した電気をさらに構外に伝送するものをいう。
- 五 「開閉所」とは、構内に施設した開閉器その他の装置により電路を開閉する所であって、発電所、変電所及び需要場所以外のものをいう。
- 六 「電線」とは、強電流電気の伝送に使用する電気導体、絶縁物で被覆した電気導体又は絶縁物で被覆した上を保護被覆で保護した電気導体をいう。
- 七 「電車線」とは、電気機関車及び電車にその動力用の電気を供給するために使用する接触電線及び鋼索鉄道の車両内の信号装置、照明装置等に電気を供給するために使用する接触電線をいう。
- 八 「電線路」とは、発電所、変電所、開閉所及びこれらに類する場所並びに電気使用場所相互間の電線（電車線を除く。）並びにこれを支持し、又は保蔵する工作物をいう。
- 九 「電車線路」とは、電車線及びこれを支持する工作物をいう。
- 十 「調相設備」とは、無効電力を調整する電気機械器具をいう。
- 十一 「弱電流電線」とは、弱電流電気の伝送に使用する電気導体、絶縁物で被覆した電気導体又は絶縁物で被覆した上を保護被覆で保護した電気導体をいう。
- 十二 「弱電流電線路」とは、弱電流電線及びこれを支持し、又は保蔵する工作物（造営物の屋内又は屋側に施設するものを除く。）をいう。
- 十三 「光ファイバケーブル」とは、光信号の伝送に使用する伝送媒体であって、保護被覆で保護したものをいう。
- 十四 「光ファイバケーブル線路」とは、光ファイバケーブル及びこれを支持し、又は保蔵する工作物（造営物の屋内又は屋側に施設するものを除く。）をいう。
- 十五 「支持物」とは、木柱、鉄柱、鉄筋コンクリート柱及び鉄塔並びにこれらに類する工作物であって、電線又は弱電流電線若しくは光ファイバケーブルを支持することを主たる目的とするものをいう。
- 十六 「連接引込線」とは、一需要場所の引込線（架空電線路の支持物から他の支持

物を經ないで需要場所の取付け点至る架空電線（架空電線路の電線をいう、以下同じ。）及び需要場所の造営物（土地に定着する工作物のうち、屋根及び柱又は壁を有する工作物をいう、以下同じ。）の側面等に施設する電線であつて、当該需要場所の引込口に至るものをいう。）から分岐して、支持物を經ないで他の需要場所の引込口に至る部分の電線をいう。

十七 「配線」とは、電気使用場所において施設する電線（電気機械器具内の電線及び電線路の電線を除く。）をいう。

十八 「電力貯蔵装置」とは、電力を貯蔵する電気機械器具をいう。

一部改正[平成12年9月通産令189号、平成13年3月経産令27号、平成20年4月経産令31号]

【電圧の種類等】

第2条 電圧は、次の区分により低圧、高圧及び特別高圧の3種とする。

一 低圧 直流にあっては750 V以下、交流にあっては600 V以下のもの

二 高圧 直流にあっては750 Vを、交流にあっては600 Vを超え、7 000 V以下のもの

三 特別高圧 7 000 Vを超えるもの

2 高圧又は特別高圧の多線式電路（中性線を有するものに限る。）の中性線と他の一線とに電氣的に接続して施設する電気設備については、その使用電圧又は最大使用電圧がその多線式電路の使用電圧又は最大使用電圧に等しいものとして、この省令の規定を適用する。

第2節 適用除外

【適用除外】

第3条 この省令は、原子力工作物については、適用しない。

2 鉄道営業法（明治33年法律第65号）、軌道法（大正10年法律第76号）又は鉄道事業法（昭和61年法律第92号）が適用され又は準用される電気設備であつて、鉄道、索道又は軌道の専用敷地内に施設するもの（直流変成器又は交流き電用変成器を施設する変電所（以下「電気鉄道用変電所」という。）相互を接続する送電用の電線路以外の送電用の電線路を除く。）については、第19条第13項、第20条、第21条、第23条第2項、第24条から第26条まで、第27条第1項及び第2項、第27条の2、第28条から第32条、第34条、第36条から第39条まで、第47条、第48条第2項及び第3項並びに第53条第1項の規定を適用せず、鉄道営業法、軌道法又は鉄道事業法の相当規定の定めるところによる。

3 鉄道営業法、軌道法又は鉄道事業法が適用され又は準用される電車線等（電車線又はこれと電氣的に接続するちょう架線、ブラケット若しくはスパン線をいう、以下同じ。）及びレールについては、第20条、第25条第1項、第28条、第29条及び第32条第1項の規定を適用せず、鉄道営業法、軌道法又は鉄道事業法の相当規定の定めるところによる。

4 鉄道営業法、軌道法又は鉄道事業法が適用され又は準用される電気鉄道用変電所については、第27条の2第2項及び第46条第2項の規定を適用せず、鉄道営業法、軌道法又は鉄道事業法の相当規定の定めるところによる。

2項…一部改正[平成23年3月経産令第15号]、1項…一部改正[平成24年6月経産令44号]、1・3

項…一部改正[平成24年7月経産令48号]、1項…追加、旧1～3項…1項ずつ繰下[平成24年9月経産令68号]

第3節 保安原則

第1款 感電、火災等の防止

【電気設備における感電、火災等の防止】

第4条 電気設備は、感電、火災その他人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように施設しなければならない。

【電路の絶縁】

第5条 電路は、大地から絶縁しなければならない。ただし、構造上やむを得ない場合であつて通常予見される使用形態を考慮し危険のおそれがない場合、又は混触による高電圧の侵入等の異常が発生した際の危険を回避するための接地その他の保安上必要な措置を講ずる場合は、この限りでない。

2 前項の場合にあっては、その絶縁性能は、第22条及び第58条の規定を除き、事故時に想定される異常電圧を考慮し、絶縁破壊による危険のおそれがないものでなければならない。

3 変成器内の巻線と当該変成器内の他の巻線との間の絶縁性能は、事故時に想定される異常電圧を考慮し、絶縁破壊による危険のおそれがないものでなければならない。

【電線等の断線の防止】

第6条 電線、支線、架空地線、弱電流電線等（弱電流電線及び光ファイバケーブルをいう、以下同じ。）その他の電気設備の保安のために施設する線は、通常の使用状態において断線のおそれがないように施設しなければならない。

【電線の接続】

第7条 電線を接続する場合は、接続部分において電線の電気抵抗を増加させないように接続するほか、絶縁性能の低下（裸電線を除く。）及び通常の使用状態において断線のおそれがないようにしなければならない。

【電気機械器具の熱的強度】

第8条 電路に施設する電気機械器具は、通常の使用状態においてその電気機械器具に発生する熱に耐えるものでなければならない。

【高圧又は特別高圧の電気機械器具の危険の防止】

第9条 高圧又は特別高圧の電気機械器具は、取扱者以外の者が容易に触れるおそれがないように施設しなければならない。ただし、接触による危険のおそれがない場合は、この限りでない。

2 高圧又は特別高圧の開閉器、遮断器、避雷器その他これらに類する器具であつて、動作時にアークを生ずるものは、火災のおそれがないよう、木製の壁又は天井その他の可燃性の物から離して施設しなければならない。ただし、耐火性の物で両者の間を隔離した場合は、この限りでない。

【電気設備の接地】

第10条 電気設備の必要な箇所には、異常時の電位上昇、高電圧の侵入等による感